

五監公告第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年12月26日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

健康福祉課

(地域振興課の健康福祉課に属する業務及び五泉市障がい者基幹相談支援センターを含む)

3. 監査の範囲

平成25年度の財務に関する事務の執行

4. 監査の実施期間

平成25年11月30日～平成25年12月24日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 附属機関等において、五泉市附属機関等の設置及び運営基準要綱に基づかない事例が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。
- ② 補装具費支給事務において、不適切な事例が見受けられた。補装具費支給制度に基づいた適正な事務処理に努められたい。
- ③ 補助金交付事務において、不適切な事例が見受けられた。補助金交付規則に基づく適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

五泉市では各種ガン検診において、日曜検診、国の1/2補助のある無料クーポン券や平成25年度新規事業として市単独の「無料券」を配布するなど受診率の向上に努めているところであるが、早期発見と早期治療の重要性について、なお周知を図られ一層の受診率の向上を望むものである。

また、各種検診結果での要精検者の精検受診率が74.1%から97.7%となっている。検診において精検受診結果が最も重要であると思われる。今後、各種検診の精検受診率が100%となるよう要精検者の精検受診についての指導強化を望むものである。